

## 年金強化法他による改正内容

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が 5 月 28 日に可決され、事業所が適用となる社会保険等について今後大きな変更が予定されています。お早めにご準備なさるようお願いします。

### 1. 特定適用事業所の拡大（企業規模 101 人以上：令和 4 年 1 0 月、51 人以上：令和 6 年 1 0 月）

常時 501 人以上の適用事業所は、短時間労働者であっても以下①～④に該当する場合には社会保険に加入させなければなりません。その対象である企業規模が令和 4 年 10 月からは 101 人以上、令和 6 年 10 月からは 51 人以上と引き下げられます。

- ①週の所定労働時間が 20 時間以上あること、
- ②賃金の月額が 8.8 万円以上であること、
- ③学生でないこと
- ④雇用期間が 1 年以上見込まれること → ④は令和 4 年 10 月より要件から削除されます。

### 2. 被保険者の適用除外の変更（令和 4 年 1 0 月）

臨時に使用される者のうち「2 月以内の期間を定めて使用される者」は適用除外でしたが、「2 月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれない者」となります。

### 3. 個人事業所の適用業種の追加（士業）（令和 4 年 1 0 月）

個人事業所であっても常時 5 人以上の特定の 16 業種（製造、建築、販売、通信他）は社会保険の適用事業所とされますが、これに「弁護士、公認会計士その他の法律又は会計に係る業務を行う事業」が含まれることとなります。士業では他に、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、公証人、海事代理士があげられています。

### 4. 働き続ける高年齢者の年金のために（令和 4 年 4 月）

60 歳～64 歳の在職老齢年金の仕組みが 65 歳以上と同じになり、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額の合計額の基準が現行の 28 万円から 47 万円（令和元年度額）に引き上げられ、支給停止とならない範囲が拡大されます。また、被保険者として働く 65 歳以上の受給権者は、毎年 9 月 1 日（基準日）の属する月前の被保険者であった期間を基礎として、翌月 10 月から年金額が改定されます。

受給については、国民年金・厚生年金ともに繰下げ受給の上限年齢が 70 歳から 75 歳とされます。

### 5. 脱退一時金の上限変更（令和 3 年 4 月）

日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給上限年数が、政令にて現在の 3 年から 5 年に引き上げられる予定です。現在 36 月以上（3 年）は一定の乗数がかかるので頭打ちになっていますが、5 年の乗数により金額があがることが推測されます。

### 6. 確定拠出年金（施行は文中に）

企業型 DC は 65 歳までという要件が緩和され 70 歳まで、個人型 DC は 60 歳未満の要件が削除され国民年金の被保険者（第 2 号被保険者は結果として 65 歳まで）が加入者となります。また、受給開始時期が 75 歳まで選択できるようになります。（令和 4 年に順次施行）

また、簡易企業型年金の実施及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲（iDeCo+）を 100 人以下から 300 以下とする改正が、公布日から 6 月以内に施行されます。

### 7. 厚生年金の最高等級 620,000 円が 650,000 円に（令和 2 年 9 月）

政令により、現在の最高等級の上にさらに 1 等級を加える予定とされています。具体的には、現行の最高等級（第 31 級：620,000 円）の上に、さらに 1 等級（第 32 級：650,000 円）が加えられます。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は禁止  
Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> しています。

**社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX 03-3369-2711